

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業務【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業務【有償
勘定技術支援】

調達管理番号：24a00330

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年7月3日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域ナカラ港・国際回廊活用促進業務【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年9月 ～ 2025年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末（2025年3月頃）

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部

アフリカ部アフリカ第三課

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 7 月 9 日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 7 月 9 日 12時
3	質問への回答	2024年 7 月 12 日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 7 月 19 日 12時
6	評価結果の通知日	2024年 7 月 30 日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求め

ません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）参照

2）提出先：<https://forms.office.com/r/9mjM7NSUTz>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（2）質問への回答

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の

受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00330_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00330_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格

を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・経緯

ナカラ港は、モザンビーク北東部に位置する「天然の良港」とされ、後背地マラウイ、ザンビアを含め3カ国にまたがる重要な国際輸送回廊であるナカラ回廊のゲートウェイである。ナカラ回廊は、2013年5月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD5）において策定支援が発表された「インフラ整備のための戦略的マスタープラン」の中でもその重要性が謳われている。また、2016年8月に開催されたTICAD6にて提唱された「3重点回廊」の一つであり、ナカラ回廊周辺地域は、石炭や天然ガス等のエネルギー資源や、農業に適した広大な土地といった開発ポテンシャルを有している。さらにアフリカ連合（AU）は、アフリカ大陸の長期開発ビジョンとして策定した「Agenda 2063」において地域統合を掲げており、回廊開発や国境手続円滑化を通じた社会・経済開発を達成すべく、アフリカ・インフラ開発プログラム（Programme for Infrastructure Development in Africa : PIDA）を策定。その中で、JICAが3重点回廊の支援を実施しており、それがPIDAの方針に則っていることが明記されている。

他方で、内陸国からの物流量や交通量が少ないこと、ナカラ回廊上の道路や橋梁等の一部インフラが未整備であること、各国間の国境における貿易円滑化に資する税関施設やシステムが未整備であること、ナカラ港の運営管理や港湾施設整備の状況が近隣港と比べ競争力が低いこと等、同回廊の利用促進に向けて多様な課題があると考えられており、その開発ポテンシャルを十分に生かしているとは言い難い状況である。

かかる状況の中、2023年10月に開催された、我が国円借款事業「ナカラ港開発事業」により支援したナカラ港整備の完工式に上記3カ国の大統領が揃って出席し、ナカラ回廊の経済発展のための連携協定が3カ国間で締結され、各国首脳レベルにおいてナカラ回廊開発に関する連携促進が合意された。また、2024年3月には、上記3カ国の関連機関による第8回合同テクニカル会議「Nacala Development

Corridor Tripartite Committee (NDCTC) 」がザンビアで開催される等、実施機関レベルにおいても、3カ国間のナカラ回廊開発に関する連携や、ナカラ回廊の連結性向上に向けた動きが活発になってきている。ナカラ港及びナカラ回廊の利便性が高まることにより、南部アフリカ地域の物流環境が改善され、輸出入のほとんどを陸路に頼る内陸国との物流円滑化や、回廊地域の産業開発促進等が期待されている状況である。

加えて、ナカラ回廊は、南部アフリカ地域の大西洋側で米国・EUが支援を強化しているロビト回廊ともザンビアで連結していることから、G7連携でのアフリカ回廊開発（米・欧の大西洋側支援と我が国のインド洋側支援の連結・連携）という観点で、外交的にも支援の意義が高いと考えられる。

これらの状況を受け、ナカラ港及びナカラ回廊の現状と課題を把握・分析し、日本がナカラ回廊開発を支援する意義を踏まえた上で今後の方針を整理することで、国際回廊としてのポテンシャルが生かされる案件形成が見込まれることから本案件の実施に至った。

第2条 業務の目的と範囲

(1) 業務の目的

「第1条 業務の背景・経緯」に記載する事項について、「第3条 業務実施の留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、期待される成果を発現し、ナカラ港及びナカラ回廊の現状と課題を把握・分析、日本がナカラ回廊開発を支援する意義を踏まえた上で今後の方針を整理することで、国際回廊としてのポテンシャルが生かされる案件形成が見込まれ、ひいてはナカラ回廊地域のインフラ整備と産業開発が促進される。

(2) 業務の範囲

モザンビーク共和国、マラウイ共和国、ザンビア共和国各国におけるナカラ回廊活性化にかかる地域を対象範囲とする。

1) モザンビーク共和国

ナンブラ州、ニアッサ州、テテ州、カーボデルガード州、並びにナカラ港及びナカラ回廊の活性化にかかる活動に重要と思われるその他の地域または地区

※ナンブラ州、ニアッサ州、テテ州、カーボデルガード州はモザンビーク事務所による渡航制限地域が含まれるため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。

2) マラウイ共和国

中部州、南部州、北部州（ムズズ～リロングウェ～ブランタイア）及びナカラ回廊の活性化にかかる活動に重要と思われるその他の地域または地区
※ムランジェ県、ゾンバ県はマラウイ事務所による事前の所長承認、ブランタイア県は事前の事務所相談エリアが設定されているため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。

3) ザンビア共和国

ルサカ～チパタ（ルサカ州、東部州）、チパタ～ルンダジ（東部州）、中央州、ムチンガ州、カッパーベルト州及びナカラ回廊の活性化にかかる活動に重要と思われる地域または地区（ロビト回廊との連結を含める）

※カッパーベルト州、北西部州、西部州の一部（アンゴラ国境 20 キロ地帯、コンゴ民主共和国国境 20 キロ地帯（ンドラ、ムフリラを除く））はザンビア事務所による渡航制限地域が含まれるため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。

(3) 実施機関

1) モザンビーク共和国

運輸通信省、経済・財務省、道路公社、鉄道港湾公社、投資輸出促進庁、税務局、鉱物資源エネルギー省、内務省、保健省、海洋・内水・漁業省、商工省（品質基準研究所） ※括弧内は特にカウンターパートとしたい下部組織

2) マラウイ共和国

運輸・公共事業省（道路建設庁）、農業省、水・衛生省、貿易・産業省、観光省、財務・経済省（歳入庁、道路歳入庁）、規格局、警察サービス庁、地方政府・国家統一・文化省、エネルギー省、鉱業省、天然資源・気候変動省、内務安全保障省（入国管理局）、保健省 ※括弧内は特にカウンターパートとしたい下部組織

3) ザンビア共和国

インフラ・住宅・都市開発省、運輸・交通省、農業省、通商・貿易・産業省、鉱山省、財務・国家計画省、税務局、地方自治・農村開発省、漁業・畜産省、保健省

また、上記各国機関の他、3カ国テクニカル会合等を調整するナカラ回廊開発管理委員事務局（仮訳、Nacala Development Corridor Management Committee : NDCMC）も対象とする。

第3条 業務実施の留意事項

（1）過去の調査における優先プロジェクトのレビュー

「ナカラ回廊総合開発（ザンビア・マラウイ）にかかる情報収集・確認調査（2017～2018）」等、過去に実施された調査やプロジェクトにて策定・提言された優先プロジェクトのレビューのほか、「アフリカ地域戦略回廊（北部回廊・ナカラ回廊・西アフリカ成長リング）開発の効果に係る情報収集・確認調査（2018～2019）」、「アフリカ地域小売流通のバリューチェーン 分析に係る情報収集・確認調査（2019）」、「国際貿易環境の変化に対応した税関機能強化に係る情報収集・確認調査（2021）」、「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査（2021～2022）」、「One-Stop Border Post Sourcebook（2022）」等、過去のJICAが実施した調査報告書、加えて、AUのPIDAやアフリカ地域経済共同体（Regional Economic Communities: RECs）、他ドナーの調査報告書等を参考に新規案件形成に向けた仮説を立てたうえで、現地業務を実施する。

（2）物流量に関する情報収集・分析等に基づく回廊ボトルネックの確認

本業務では、ナカラ回廊開発の中でも、特に①物流状況（輸送にあたっての課題の要素と分析を含む）、②物流インフラ状況（ハード・ソフト両方）、③産業開発に繋がる分野について仮説を立てた上で業務を行う。

（3）検討可能な支援策（案）に関する提言

本業務では、ナカラ回廊上の物流のボトルネックを総合的に分析した上で、主に、具体的な無償資金協力及び技術協力の案件形成、更に、将来的に活用が可能になった場合を想定した円借款の可能性について提言を行うことを目指している。（1）に記載の過去に提言された優先プロジェクトでは検討スキームが現状と異なっており（当時は円借款が活用可能だった等）、また、昨今の気候変動対策に照らせば実施し難い案件（火力発電、石炭関連等）が含まれるため、今次調査結果及び昨今の国際的な潮流を踏まえた新たな提案を求める。なお、技術協力に関連する支援策（案）を提言する場合、広域案件（複数か国に裨益する案件）を積極的に検討する。

(4) 国際回廊開発の新たな潮流

ICT やデジタルトランスフォーメーション (DX) を活用した輸送や地域の連結性向上に資するスマートコリドーや、対象域内にある中小企業やスタートアップへの支援等、地域包摂的な新たな産業の開発の観点からも案件形成の提案を行う。

(5) リスク要因

自然災害や人的事故、治安状況等のリスク要因のほか、政府機関及び政府職員による不適切な要求や行政能力の脆弱性、感染症パンデミック等に関する要因も盛り込んで分析する。

(6) 我が国及び本邦企業への裨益

情報収集・分析を行う際、経済安全保障の観点から、G7 連携でのアフリカ回廊開発 (米・欧の大西洋側支援と我が国のインド洋側支援の連結・連携) や、我が国の資源確保及び地域の経済的連結性を高めるという FOIP (自由で開かれたインド太平洋) の実現など、我が国に裨益する回廊開発の可能性についても情報収集・分析する。また、併せて、本邦企業のナカラ回廊の活用状況、将来的なナカラ回廊活用の可能性について情報収集・分析する。

(7) ロビト回廊とナカラ回廊の接続及び他回廊に関する情報収集・分析

ザンビアの首都ルサカにおいてナカラ回廊と接続するロビト回廊への欧米の支援が強化されていることから、ナカラ回廊支援を行うことによるロビト回廊開発への裨益やシナジー効果についても情報収集及び分析を行う。

また、その他の回廊に関する情報収集では、各回廊の強み／弱みを踏まえ、回廊間の連携や役割分担の観点からも比較分析する。特に、銅の輸送路となっている南北回廊及びダルエスサラーム回廊との比較については、ナカラ港を通じて銅やコバルトを輸送する可能性を念頭に情報収集・分析する。加えて、銅やコバルトだけでなく、その他の輸出入品のポテンシャルについても情報収集・分析する。

(8) 環境社会配慮

将来的に大規模なインフラ支援の提案の可能性がある場合、カテゴリ分類に資する情報 (想定される用地取得・住民移転規模、保護区、IBA (Important Bird Area)、KBA (Key Biodiversity Area)、文化遺産等の影響を受けやすい地域の有無) を入手する。

(9) 対象国における現地業務について

モザンビークにおいては2024年10月9日に大統領選が予定されており、JICAモザンビーク事務所の大統領選挙期間の渡航措置として、2024年8月23日～10月6日の間の業務渡航は必要性・緊急性の高いものに限られ、2024年10月7日～11月9の間は業務渡航禁止となる見込み。よって、まずはザンビア、マラウイから現地調査を開始する。モザンビークでの現地業務については、JICAモザンビーク事務所と適切な日程を相談のうえ実施すること。

(10) その他留意事項

第一次現地調査時に、特に、ザンビアにおける無償資金協力の案件発掘に関する活動結果を抜き出して（先行して）報告することに留意する。

第4条 業務の内容

上記「第3条 業務実施の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分に把握の上、以下業務を行う。ただし、以下に示した以外に、効果的・効率的な業務方法やスケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 事前準備作業

- 1) 既存の調査結果や関連資料（先方政府や他の開発パートナーによって実施されたものも含め）の情報・データ収集や内容の分析を行う。
- 2) 南部アフリカ地域で事業を実施中の本邦企業に対してナカラ回廊における物流のボトルネックについてのインタビューを行う。
- 3) 1) 及び2) を踏まえ、将来的に想定される案件形成に向けた仮説の検討を行う。
- 4) 現地業務での作業内容や重点調査項目等を整理し、業務全体の基本方針、具体的な内容、方法及びスケジュールを検討する。
- 5) 上記の結果の取りまとめ及びインセプション・レポートを作成の上、JICAへの説明・協議を行う。

(2) 現地業務

1) 共通事項

「第3条(3) 検討可能な支援策(案)に係る提言」に記載の支援案について、以下の業務を実施する。

1-0 モザンビーク、マラウイ、ザンビア各国政府機関に対するインセプション・レポートの説明、協議、基本的了解を取得する。

1-1 ナカラ回廊において輸送される物品及びその輸送手段や輸送状況（道路、鉄道、通関含む）の課題の把握を含めた情報収集・分析を行う。

- ナカラ回廊上の道路及び鉄道の輸送ルート、輸送品目及び輸送量、輸送時間について確認を行う。
- 道路の改修又は鉄道車両の増強・更新や路線の改修等の課題の確認を行う。
- 特に、ロビト回廊及び南北回廊との結節点であるザンビアのルサカ市内における交通インフラ（特に道路及び橋梁）にかかるボトルネックについて情報収集および分析を行う。
- 鉄道については、特に現在の輸送貨物量及び需要量と目標値、国境での貨物の積み替えの動線や所要時間、積み替え駅での待機時間、輸送に係る所要時間、列車の車両数及び時間当たりの本数、コンテナ化の状況、集荷地及び最終仕向地等を確認する。
- 物量データを収集する際には、物流量が少ないことに起因する課題（経済成長の妨げ等）についても特定する。

1-2 ナカラ回廊開発に係る対象3カ国政府機関の政策及び具体的な取組み及び連携状況を整理・分析する。

- 各国における道路、鉄道、港湾、税関インフラ、各国の回廊開発予算、回廊開発全般の管理・運営体制（組織、人員、既存機材の運営・維持管理体制等）、管理・運営職員能力強化に係る計画、職員研修施設、法制度等の確認を行う。

1-3 本邦企業を含む民間企業のナカラ回廊の活用状況及び活用促進に係る課題を整理する。

- 本邦企業を含む民間企業のナカラ港の利用状況について情報収集する。特に、本邦企業がモザンビーク・マラウイ・ザンビア各国に資機材を輸出入する際の海上ルート、利用港に関する情報収集を行う。
- 本邦企業を含む民間企業のナカラ回廊上での輸送における港、道路、鉄道の利用状況について確認する。
- ナカラ回廊上で民間企業等が物資を輸送する際の道路、鉄道、港湾インフラ関連及び通関手続きに係るボトルネックの確認を行う。

- 民間企業がナカラ回廊をより利用するようになるための、道路、鉄道、港湾インフラ及び通関手続き改善に係るニーズの確認を行う。

1-4 ナカラ回廊上における税関制度および国境手続きに関する課題を分析する。

- 各国における通関手続き（リスク管理含む）及び監視取締りに係る制度、実施方法及び組織／体制整備、職員の能力に関する情報収集を行う。また、税関リスク管理・取締関連資機材（X線検査装置等）の改善に係る各国の上位計画、重点分野、法制度（関税法、X線・放射線を取り扱う場合に関係する法令等）、通関手続き・貨物検査に関する実施体制・インフラの状況を確認する。具体的には以下の項目に関する情報収集・分析等の業務を行う。
 - A) 税関・通関に係る各国の上位計画／開発政策、関税制度、事業計画、重点分野、法制度、実施方法、改革／近代化に向けた発展戦略、課題
 - B) 各国関税局及び各国際税関官署の組織／体制（部局、関連法令等）、職員の知識・事務能力、Coordinated Border Management（CBM）における関係行政機関との既存の調整機関（委員会、定期会議等）
 - C) ナカラ回廊上の各国境税関施設における貨物取扱量（輸出入の関税徴収額、収入目標、輸出入申告件数、品目、日別、月別、年別の貨物量）
 - D) 交通手段ごとの国境での通関手続き、通関に係る規制・要件、フォワードターとの関係
 - E) 既存税関リスク管理・取締関連資機材（X線検査装置等）の運用に関する現況（通関手続き、貨物検査に係る人員、実施体制、機材配置数、検査対象貨物の数量、運用方法、点検頻度、維持管理体制、予算等）、新たに導入する場合の変更点
 - F) 税関施設及び機材又は税関職員への研修等の支援に関するニーズがある場合、その内容
 - G) 他ドナーの支援状況（過去の支援及び将来の計画含む）の確認

1-5 ナカラ港の運営管理及び同港を利用する船舶の航路及び産品や物品の輸出入ルートに関する情報収集・課題分析を行う。

- ナカラ港における港湾施設の諸元、管理体制・方法、取扱貨物量・旅客数、港湾整備・拡張に係る上位計画、港湾運営に係る法制度、職員の能力及び研修施設、研修方法等の確認を行う。
- 港湾インフラコンテナヤード、バース、岸壁の許容ドラフト、荷役機械、保税区間、保管施設（野積み場、上屋、荷捌き地、鉄道ヤード等）、照明、保税区域、アクセス道路等の現状と年間稼働日数、老朽化状況、更新や改修、港湾荷役能力向上に係るニーズを確認する。
- スエズ運河とパナマ運河の寸断によるアフリカ地域を航行する船舶の増加の影響について、ナカラ港に入港する船舶や取扱い貨物及び船舶が利用する海上ルートに関するメリット・デメリットについて情報収集し、分析する。

1-6 ナカラ回廊地域における治安情勢について情報収集・分析する。

- 特にモザンビーク北部の治安情勢に注視し、情報収集・分析を行う。

1-7 ナカラ回廊と競合する近隣の国際回廊（特に南北回廊、中央回廊、ベイラ回廊、マプト回廊、セナ回廊、ダルエスサラーム回廊（特に鉱物輸送において）、ロビト回廊ほか、比較が有意義と思われるその他の回廊）との比較分析を行う。

- 近隣港（ベイラ港、マプト港、ダーバン港、ダルエスサラーム港等）との港湾施設及び港湾運営についての比較を行う。
- 近隣港から内陸国（マラウイ、ザンビア、ジンバブエ、コンゴ民主共和国等）への道路及び鉄道による輸送時間、輸送コスト、主要輸送品目、阻害要因等を確認し、各主要網との比較分析を行う。
- 内陸国への物資の輸送において、ナカラ回廊と近隣の国際回廊との連携の可能性について確認する。
- 他回廊と比較し、ナカラ回廊での輸送にメリットのある品目があるか確認する。
- 各回廊沿線の人口や産業集積などの比較指標となる情報も収集し、分析を行う。

2-1 ナカラ回廊開発に関する JICA 及び他ドナーが実施済・実施中・実施予定事業について情報収集する。

- 各事業の事業実施期間、総事業費、事業目標、成果、事業対象地、事業実施体制、進捗等について確認する。

2-2 2-1 で情報収集したデータをダッシュボードの形に整理する。

- 持続性を考慮し維持管理費用を抑えつつ、見やすい形のダッシュボードの提案を検討する。なお、同ダッシュボードの維持管理主体についても、NDCMC を念頭に置きつつ、他にも適当な機関があればそれも含め、検討・提案する。

3-1 ナカラ回廊の物流の需要予測（道路・鉄道の各モード別）を行う。

- 過去のナカラ回廊の物流の需要予測を参考にしつつ、モザンビーク政府、JICA、他ドナーが実施済・実施中・実施予定の事業情報をもとに中長期的な物流の需要予測を行う。
- 上記、過去の予測のデータが不足する場合は、交通量や OD（起点・終点）別のトリップ数及びトリップ距離、積載量など物流データ、過積載の取締り状況等に関する情報収集に関する活動等を行い、不足データを補完する。

3-2 ナカラ回廊物流促進に向けたロードマップと我が国の中長期的な協力方向性案を提言する。

- TICAD9 に向けた、我が国のナカラ回廊物流促進に向けた中長期的な協力方向性案を検討する。
- 特に、TICAD8 で提言された DX を活用した「統合回廊アプローチ 2.0」に資する協力の方向性案を検討する。

3-3 3-2 を踏まえ、ナカラ回廊の物流促進に向け、ザンビア、マラウイ、モザンビーク各国における協力候補案件（無償資金協力及び技術協力）の具体案についての提言を策定する。

3-4 3-2 を踏まえ、ナカラ回廊の物流促進に向け、将来的な円借款による支援可能性を探り、具体的な案件候補の提言を策定する。

4-1 各国での現地業務の結果概要を、帰国前に、JICA ザンビア事務所、JICA マラウイ事務所及び JICA モザンビーク事務所、並びに JICA アフリカ部に説明する。

4-2 上記 3-2～3-4 における案件候補の提言について、ファイナルレポートの別添成果品としてリスト化する。

4-3 4-2 においてリスト化した提言の中から、想定される事業規模及び裨益効果から、より実現可能性が高い候補案件（案）を選定し、事業計画案を

作成する。当該事業計画案についても、別添成果品として JICA アフリカ部に提出する。

4-4 上記「第4条 業務の内容」の現地業務の最終的な結果を JICA アフリカ部に説明する。

4-5 JICA アフリカ部及び各国現地事務所への説明の際に得られたコメントを反映した上で、ドラフトファイナルレポート（案）を作成し、JICA アフリカ部と関係部署による内容確認の上、ファイナルレポートを最終化し、JICA の承認を得る。

第5条 報告書等

別紙：報告書目次案

(1) インセプション・レポート

記載事項：第一次事前準備作業の結果、現地業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：契約締結から起算して 15 営業日以内

部数：和文（電子データ）、英文（電子データ）

(2) インテリム・レポート

記載事項：第一次現地業務までの業務結果と第二次現地業務以降の業務方針

提出時期：第一次現地業務終了から 10 営業日以内

部数：和文（電子データ）、英文（電子データ）

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：業務結果全体成果

提出時期：第二次現地業務終了から起算して 10 営業日以内

部数：和文（電子データ）、英文（電子データ）

(4) ファイナルレポート

記載事項：業務結果全体成果

提出時期：2025 年 6 月 30 日（契約履行期限）

部数：和文（製本）5 部、英文（製本）5 部、CD-R 和文・英文各 1 部ずつ

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

1. ナカラ港及び国際回廊における現状
 - (1) 輸送物品及び輸送状況
 - (2) 回廊開発に係る対象3カ国の政策及び連携状況
 - (3) 民間企業（本邦企業含む）のナカラ回廊の活用状況
 - (4) ナカラ回廊上にある税関施設および国境手続きに関する課題の分析
 - (5) ナカラ港の運営管理及び利用状況
 - (6) 当該地域における治安情勢
 - (7) 競合又は連携可能性のある近隣の国際港及び国際回廊の比較検討

2. ナカラ港及び国際回廊における支援状況
 - (1) 既往調査概要
 - (2) 実施事業概要
 - (3) 他ドナーの事業の状況、成果と課題
 - (4) ダッシュボードの作成

3. JICA 協力量針案の検討
 - (1) 各国に向けた協力候補案件（無償資金協力及び技術協力、並びに将来的な円借款）の形成可能性の検討
 - ① ザンビアへの無償等の案件形成案
 - ② マラウイへの無償等の案件形成案
 - ③ モザンビークへの無償等の案件形成案
 - (2) 日本のナカラ回廊開発協力の実施意義に関する提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	当該地域におけるナカラ回廊活性化促進に資する案件形成の提案	第3条 業務実施の留意事項 (3) 検討可能な支援策(案)に関する提言 (4) 国際回廊開発の新たな潮流及び 第4条 業務の内容 (2) 現地業務 3-3 及び 3-4
2	我が国の支援の実施意義に関する提言	第3条 業務実施の留意事項 (6) 我が国及び本邦企業への裨益及び 第4条 業務の内容 (2) 現地業務 3-2

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：国際回廊／物流分野に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：モザンビーク、マラウイ、ザンビア及び南部アフリカ地

域、またはアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年9月より2025年6月まで本業務を実施することを想定する。2024年10月にはインセプション・レポートを、2025年1月にはインテリム・レポートを、2025年4月にはドラフトファイナルレポートを、2025年6月にはファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16.70 人月

2) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務では再委託を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 「ナカラ回廊総合開発（ザンビア・マラウイ）にかかる情報収集・確認調査（2017～2018）」最終報告書：[12306593.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12306593.pdf)
- 「アフリカ地域戦略回廊（北部回廊・ナカラ回廊・西アフリカ成長リング）開発の効果に係る情報収集・確認調査（2018～2019）」最終報告書：[12325791.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12325791.pdf)
- 「アフリカ地域小売流通のバリューチェーン 分析に係る情報収集・確認調査（2019）」最終報告書：[12341012.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12341012.pdf)
- 「国際貿易環境の変化に対応した税関機能強化に係る情報収集・確認調査（2021）」最終報告書：[12375440.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12375440.pdf)
- 「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査（2021～2022）」最終報告書：[1000048566.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/1000048566.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) JICA の安全管理措置に従って現地業務を行う。特に以下に留意すること。

- モザンビークのナンプラ州、ニアッサ州、テテ州、カーボデルガード州はモザンビーク事務所による渡航制限地域が含まれるため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。
- マラウイのムランジェ県、ゾンバ県はマラウイ事務所による事前の所長承認、ブランタイヤ県は事前の事務所相談エリアが設定されているため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。
- ザンビアのカッパーベルト州、北西部州、西部州の一部（アンゴラ国境 20 キロ地帯、コンゴ民主共和国国境 20 キロ地帯（ンドラ、ムフリラを除く））はザンビア事務所による渡航制限地域が含まれるため、最新の安全対策措置を確認のうえ渡航計画を検討すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

80,598,000円（税抜）

なお、定額計上分 500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費		500,000円	ポルトガル語資料 ⇄ 英語又は日本語翻訳	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)